

本号で公布された条例のあらまし

◇長野県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例(条例第49号)

- 1 知事等の退職手当の支給基準について、第三者機関の審議によりその見直しを行うため、長野県特別職報酬等審議会の審議事項に知事等の退職手当の支給基準の改正に関することを追加しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第50号)

- 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
人事委員会勧告に基づき、給料表、扶養手当の額、期末手当の支給割合及び支給時期等について国に準じて改正するほか、所要の改正をしました。
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正
一般職の職員に準じて議会の議員の期末手当の支給割合を改正するほか、所要の改正をしました。
- 3 この条例は、平成15年1月1日から施行します。ただし、上記1のうち期末手当の支給時期等及び上記2については、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、国に準じて給料表を改正するほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。

◇長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 人事委員会勧告に基づき、国に準じて給料表を改正するほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。

◇職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 財政の状況を考慮し、知事等の給料を減額する率を次のとおり改正するととも

に、その期間を平成18年3月31日(現行平成16年12月31日)まで延長しました。

区 分		改 正 後	現 行
知 事		30/100	10/100
副知事、出納長、公営企業管理者、 教育長、常勤の監査委員		20/100	
議会の議員	議 長	20/100	10/100
	副議長	15/100	5/100
	議 員	10/100	3/100

- 2 この条例は、平成15年1月1日から施行します。

◇長野県行政機構審議会条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 長野県行政機構審議会への諮問事項である県の外郭団体の見直しに関する事項の調査審議を効率的に行うため、当審議会に当該事項の調査を行う専門委員を設置することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇長野県県税条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 キャンピング車に係る自動車税について、用途が近似する乗用車に適用される税率との均衡等を考慮し、新に総排気量により区分した税率を定めるほか、所要の改正をしました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇一般と畜場の構造設備の基準に関する条例(条例第56号)

- 1 と畜場法施行令の一部改正に伴い、一般と畜場の構造設備の基準を定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県砂防指定地管理条例(条例第57号)

- 1 砂防法施行規程の一部改正に伴い、砂防指定地における制限行為を定めるほか砂防指定地の管理に関し必要な事項を定めました。

- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇県営水道条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 水道法の一部改正に伴い、貯水槽水道について、水道事業者としての公営企業管理者の責任及び貯水槽水道の設置者の責任に関する事項を定めました。
- 2 この条例は、平成15年4月1日から施行します。

◇長野県男女共同参画社会づくり条例(条例第59号)

- 1 男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進するため、条例を制定することとしました。
- (1) 男女共同参画社会づくりに関する基本理念を定めました。(第3条～第8条関係)
- (2) 県、県民及び事業者の責務を定めました。(第9条～第11条関係)
- (3) 男女共同参画社会づくりを阻害する行為として、性別による差別的取扱い、男女間における暴力的行為及びセクシュアルハラスメントを禁止するほか、公共の場所及び公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識を助長する表現等を行わないよう留意すべき旨を定めました。(第12条及び第13条関係)
- (4) 知事が男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画を策定する際には、県民や事業者の意見を反映させるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴くこととしました。(第14条関係)
- (5) 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼす施策を実施する場合等においては、男女共同参画社会づくりに配慮することとしました。(第15条関係)
- (6) 県は、男女平等等についての意識の醸成等を図るための広報活動や教育活動、家庭生活における活動と他の活動との両立支援、農林業等の自営業における環境整備等を行うほか、これら施策を実施するため、拠点施設の設置等の体制整備を行うこととしました。(第18条～第24条関係)
- (7) 県民及び事業者は、県の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に対する苦情がある場合や、男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害を受けた場合には、その旨を知事に申し出ることができることとし、この申出があったときは、県の関係機関は適切に対応することとしました。(第27条第1項～第3項関係)
- (8) 県の関係機関は、男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害を受けた旨の申出があった場合には、必要に応じて関係者に対する是正要望等を

行うこととしました。(第27条第4項関係)

(9) 県民及び事業者は、県の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に対する苦情や、男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害に対する県の関係機関の対応について不服がある場合には、「男女共同参画推進指導委員」に申し出ることができることとしました。(第28条第1項関係)

(10) 男女共同参画推進指導委員は、県民及び事業者の苦情等を審査し、必要に応じ、県の関係機関に対し、改善措置を講じ、又は関係者への是正要望等を行うよう勧告できることとしました。(第28条第4項関係)

(11) 県の男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に対する苦情や、男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害に対する県の対応について審査するため、「男女共同参画推進指導委員」を設置することとしました。(第29条～第32条関係)

(12) 県の男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画について審議するため、「男女共同参画審議会」を設置することとしました。(第33条～第38条関係)

2 この条例は、公布の日(1の(7)～(12)については平成15年4月1日)から施行します。

条 例

長野県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第49号

長野県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

長野県特別職報酬等審議会条例（昭和39年長野県条例第93号）の一部を次のように改正する。

第1条中「額」を「額等」に改める。

第2条中「額の」を「額及び退職手当の支給基準の」に改める。

第3条第2項中「公共的団体等の代表者その他住民」を「学識経験者及び県民」に、「つど」を「都度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

人事活性課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田 中 康 夫

○長野県条例第50号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「1万6,000円」を「1万4,000円」に、「3,000円」を「5,000円」に改める。

第34条第1項中「100分の55」を「100分の50」に改め、同条第2項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の30」を「100分の25」に改める。

附則第5項から附則第8項までを削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

(別表第1)(第6条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	2	135,100	171,500	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000	
	3	139,500	178,400	200,200	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400	
	4	144,000	185,600	207,500	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800	
	5	149,200	191,600	215,400	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300	
	6	155,000	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500	
	7	161,000	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500	
	8	167,300	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500	
	9	171,900	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500	
	10	175,600	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500	
	11	178,800	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700	
	12	181,600	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900	
	13	184,300	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800	
	14	186,400	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900	
	15	188,500	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600	
	16	190,100	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200			
	17		242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600			
	18		245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800			
	19		247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900				
	20			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500				
	21			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200				
	22			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900					
	23			302,900	357,000	378,000	417,900						
	24			304,900	359,200	380,600	421,400						
	25			306,900	361,600	383,200							

26	308,700	363,800	385,900	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500
27	310,600	366,100							
28	312,600	368,400							
29	314,500								
30	316,500								
31	318,400								
32	320,300								
再任用職員	150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(別表第2)(第6条関係)

研究職給料表

職員の区分	職務級の 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	—	—	257,900	300,000	344,400
	2	135,200	184,500	271,300	314,000	356,800
	3	139,600	194,400	284,800	327,900	369,200
	4	144,700	203,700	298,200	341,900	381,600
	5	151,000	213,000	311,800	352,800	393,700
	6	158,600	222,600	325,600	363,000	406,500
	7	167,100	234,400	339,300	372,800	419,400
	8	176,100	246,100	349,400	382,400	433,000
	9	184,700	257,800	358,800	391,800	446,400
	10	192,000	267,700	367,400	401,100	459,500
	11	199,700	278,100	375,200	410,100	472,600
	12	207,500	288,200	382,100	418,800	485,200
	13	215,500	295,400	388,500	427,500	497,500
	14	223,600	302,200	394,700	435,900	509,300
	15	232,000	309,000	400,800	443,500	520,900
	16	240,300	315,700	406,700	451,100	532,400
	17	246,700	322,400	411,900	458,600	544,100
	18	252,900	329,100	416,300	466,000	554,600
	19	259,000	335,600	420,700	472,600	562,500
	20	265,000	342,000	424,700	479,300	569,400
	21	270,500	348,300	428,700	484,500	575,400
	22	275,800	353,200	432,500	489,000	580,700
	23	280,900	357,300	436,300	492,900	584,800
	24	286,000	360,200	439,700		
	25	290,700	363,000	443,100		
	26	294,500	365,800			
	27	298,200	368,700			
	28	301,100	371,500			
	29	303,500	374,300			
	30	305,600				
	31	307,700				
32	309,700					
再任用職員		219,400	266,200	300,800	344,100	400,800

(備考) この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会の定めるものに適用する。

(別表第3)(第6条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員 の区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	—	299,100	350,800	430,800
	2	237,600	315,300	367,700	443,800
	3	247,800	331,800	384,500	455,900
	4	263,300	348,400	401,400	467,800
	5	279,600	365,000	414,200	479,300
	6	295,700	381,700	427,300	490,700
	7	310,800	398,500	440,000	501,600
	8	326,500	411,200	452,100	512,000
	9	341,500	422,700	463,700	522,300
	10	354,500	433,400	474,700	532,000
	11	367,400	443,000	485,500	541,800
	12	380,000	452,200	495,900	550,800
	13	389,300	461,200	505,800	559,500
	14	398,200	470,000	515,600	568,200
	15	405,500	478,800	524,000	576,600
	16	410,200	487,400	532,500	585,100
	17	414,800	493,500	541,000	593,000
	18	417,400	498,400	547,700	599,500
	19		502,600	554,300	604,800
	20		506,000	559,000	609,500
	21		509,500	563,700	
	22		513,000	568,300	
	23		516,400	572,400	
24		519,900	576,600		
再任 用職 員		297,700	350,300	402,300	470,900

(備考) この表は、医師又は歯科医師である職員で人事委員会の定めるものに適用する。

1 医療職給料表(2)

職員の区分	職の番号	級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	139,700	177,400	207,100	231,100	268,100	310,200	346,200
	3	145,200	184,100	214,400	239,400	277,600	320,400	357,900
	4	152,000	190,600	221,900	247,900	287,100	330,600	369,700
	5	158,700	197,500	229,900	256,500	296,800	340,700	381,400
	6	166,300	204,200	238,100	265,100	306,600	350,800	392,900
	7	173,900	211,000	246,400	273,600	316,300	360,500	404,500
	8	180,300	217,700	254,900	282,300	326,200	370,100	416,300
	9	186,600	224,600	263,300	291,100	335,800	379,700	428,100
	10	192,100	232,000	271,700	299,900	345,300	389,300	439,400
	11	197,600	238,900	280,100	308,700	354,600	398,900	449,500
	12	202,900	245,700	288,400	317,300	363,800	408,500	459,100
	13	208,000	252,200	296,500	325,700	372,300	417,300	467,100
	14	212,900	258,700	304,500	333,500	381,000	425,400	473,500
	15	217,300	264,300	312,200	341,200	388,800	431,500	480,000
	16	221,700	269,700	319,600	348,400	394,900	437,300	486,600
	17	225,900	274,800	326,700	354,300	400,700	441,200	490,800
	18	230,100	279,900	333,200	359,400	405,400	445,000	495,000
	19	233,500	284,400	339,200	364,000	410,000	448,900	
	20	236,500	288,800	343,200	367,500	413,800	452,500	
	21	239,500	292,000	347,200	371,000	417,300	456,200	
	22	241,800	294,500	350,700	374,200	420,800		
	23	243,600	296,900	353,400	377,100	424,200		
	24	248,600	298,600	356,000	379,900	427,700		
	25	300,400	300,400	358,400	382,200			
	26	302,100	302,100	360,700	384,600			
			362,700		387,100			

再任用職員以外の職員

	27		304,000	364,800	389,800		
	28		305,800	366,900			
	29			369,100			
	30			371,400			
再任用職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300	342,600
							378,800

(備考) この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、獣医師、栄養士、診療放射線技師、衛生検査技師等で人事委員会等の定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員 の区 分	職 務 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	222,700	245,900	277,400	314,200
	2	152,800	179,800	229,800	253,200	285,900	323,800
	3	158,400	188,200	238,000	260,600	294,500	333,900
	4	164,200	197,500	245,500	268,100	303,000	344,200
	5	170,400	203,500	252,800	275,700	311,700	354,400
	6	178,700	209,500	260,200	283,500	320,400	364,200
	7	187,100	215,700	267,500	291,300	328,900	373,800
	8	195,800	222,500	274,900	299,300	337,200	383,400
	9	201,200	229,600	282,300	307,300	344,900	393,100
	10	206,600	237,600	290,000	315,400	352,500	403,000
	11	212,100	244,900	297,600	323,200	360,100	413,100
	12	217,700	252,200	305,300	330,800	367,500	422,400
	13	223,500	259,600	312,600	337,900	375,100	430,900
	14	229,400	266,900	319,700	344,900	382,500	439,600
	15	235,400	274,200	326,700	351,800	390,000	448,000
	16	241,100	281,400	333,200	358,400	397,000	455,800
	17	246,700	288,800	339,600	364,700	403,800	463,600
	18	252,300	296,000	345,500	371,000	409,800	471,300
	19	258,100	302,900	351,500	377,100	414,500	478,300
	20	263,600	309,900	357,300	382,700	418,700	483,000
	21	268,600	316,800	363,100	388,000	422,900	487,100
	22	273,700	322,900	368,700	392,900	426,700	490,700
	23	277,900	328,800	373,800	396,800	430,100	
	24	282,300	334,600	378,800	400,200	432,700	
	25	286,400	340,100	382,900	403,400		
	26	290,500	344,000	386,200	406,700		
	27	294,000	347,400	389,200	409,600		
	28	297,200	350,400	392,000	412,100		
	29	299,700	353,100	394,800			
	30	301,800	355,200	397,500			
	31	303,600	357,200	399,900			
	32	305,500	359,200				
	33	307,500	361,100				
	34	309,400	363,200				
	35	311,300	365,300				
	36	313,200	367,500				
	37	315,000	369,900				
	38	317,100	372,200				
	39	319,100					
	40	321,200					
41	323,100						
再任 用職 員		237,300	270,500	277,900	289,400	312,400	354,000

(備考) この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師等で人事委員会の定めるものに適用する。

別表第4のA中	円	276,800	円	272,300	を に改める。
		272,800		268,300	
		268,800		264,300	
		264,800		260,300	
		260,800		256,300	
		256,800		252,300	
		246,300		242,100	
		235,700		231,800	
		225,300		221,800	
		214,700		211,500	
		204,200		201,300	
		190,000		187,400	
		176,000		173,700	
		161,900		160,000	
	147,700		146,100		

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条中「、3月1日」及び「3月15日、」を削る。

第34条第1項中「、3月15日に支給する場合には100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の135」を「100分の150」に、「3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

第34条第2項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の70」を「100分の85」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の60」を「100分の75」に、「100分の135」を「100分の150」に改める。

第36条第1項第1号中「6月30日に支給する場合においては100分の60（特定幹部職員にあつては、100分の80）、12月10日に支給する場合においては100分の55」を「100分の70」に、「100分の75」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第6項、附則第8項及び附則第9項の規定、附則第11項中企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和43年長野県条例第22号）第15条の改正規定、附則第14項中任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）第5条第2項の改正規定並びに附則第15項中任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）第6条第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える給料月額等の切替え等）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の各号に掲げる給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額（第1号に掲げる給料月額を受けていた職員にあっては、給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間）は、人事委員会が定める。

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第1から別表第3までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額

- (2) 任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定による給料月額

- (3) 任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、第1条の規定による改正前の給与条例、附則第14項の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第15項の規定による改正前の

任期付研究員の採用等に関する条例及びこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当の額の特例)

- 5 平成15年3月1日を基準日とする期末手当(以下この項において「3月分の期末手当」という。)の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第34条の規定にかかわらず、同条の規定を適用するものとした場合における3月分の期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、3月分の期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日(3月分の期末手当について第1条の規定による改正後の給与条例第33条後段又は第41条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額

(2) 継続在職期間について第1条の規定による改正後の給与条例、附則第14項の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例又は附則第15項の規定による改正後の任期付研究員の採用等に関する条例の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項各号に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会が定める給料月額)並びに第1条の規定による改正後の給与条例の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月1日を基準日とする期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第34条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(実施規定)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

人事委員会が定める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 8 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条前段中「給与の」を「給与(次条に定めるものを除く。)」に改め、同条後段を削り、同条の次に次の1条を加える。

第4条の2 常勤の職員(知事の秘書を除く。)の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第10条において「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)に支給する。これらの基準日前1月以内に、任期が満了し、退職し、失職し、又は死亡した者についても、同様とする。

- 2 前項の期末手当の支給額は、それぞれその基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において受けるべき給料月額及びその額に100分の45を乗じて得た額の合計額に、6月30日に支給する場合には100分の170、12月10日に支給する場合には100分の180を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月以上6月未満 100分の80
- (3) 3月以上5月未満 100分の60
- (4) 3月未満 100分の30

第5条中「ついては」の次に「、前条第1項に定めるもののほか」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第10条第1項中「6月1日及び12月1日(以下この条において「基準日」という。)にそれぞれ」を「基準日に」に改め、「(これらの日が日曜日又は土曜日に当たるときは、それぞれその日の直前の金曜日である日。以下これらの日について規定している場合について同じ。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

- 2 第4条の2第2項の規定は、前項の規定による期末手当の支給額について準用する。この場合において、同項中「又は死亡」とあるのは「、除名、死亡又は議会の解散による任期終了」と、「給料月額」とあるのは「報酬額」と読み替えるものとする。

(平成15年6月に議会の議員に対して支給する期末手当の額の特例)

- 9 平成14年12月1日から在職している期間が引き続けている議会の議員に対して支給する平成15年6月1日を基準日とする期末手当(以下この項において「6月分の期末手当」という。)の額は、前項の規定による改正後の特別職の職員等の給与に関する

条例第10条第2項の規定にかかわらず、同項の規定を適用するものとした場合における6月分の期末手当の額から、平成14年12月1日を基準日とする期末手当の額に200分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 10 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和36年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

- 11 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条中「、3月」を削る。

附則第3項及び附則第4項を削る。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

- 12 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第10項を削る。

(公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

- 13 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年長野県条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第12項を削る。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 14 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中	418,000	を	409,000	に改める。
	472,000		462,000	
	531,000		520,000	
	605,000		592,000	
	691,000		676,000	
	807,000		790,000	
	943,000		923,000	

第5条第2項中「、第31条の2第1項」の次に「、第34条第1項」を、「これらの」との次に「、一般職員給与条例第34条第1項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」と」を加える。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 15 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中	「	423,000	を	「	414,000	に改め、同条第
		499,000			489,000	
		580,000			568,000	
		675,000			661,000	
		787,000			771,000	
	」	899,000		」	880,000	

2項の表中	「	347,000	を	「	340,000	に改める。
		388,000			380,000	
	」	420,000		」	411,000	

第6条第2項中「、第31条の2第1項」の次に「、第34条第1項」を、「これらの」との次に「、一般職員給与条例第34条第1項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」と」を加える。

人事活性課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成14年12月26日

長野県知事 田中康夫

○長野県条例第51号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第7項を削る。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

(別表第1)(第5条関係)

教育職給料表(1)

職員 の 区 分	職 務 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	—	—	255,400	288,700	370,200	644,000
	2	161,600	203,800	268,500	303,800	385,600	793,000
	3	169,500	212,800	281,400	319,100	398,100	
	4	179,700	221,900	295,200	334,300	410,500	
	5	190,500	231,700	309,200	349,600	422,600	
	6	198,300	241,300	323,100	364,700	434,400	
	7	205,800	254,100	336,500	379,800	446,100	
	8	213,600	266,700	350,000	391,000	457,700	
	9	222,200	279,500	363,100	401,700	469,100	
	10	231,800	291,200	373,000	411,500	480,400	
	11	239,600	303,300	383,100	420,600	491,900	
	12	248,300	315,200	392,800	429,300	503,300	
	13	256,500	323,200	401,500	437,800	514,600	
	14	264,500	330,200	410,000	445,500	525,900	
	15	271,900	336,900	417,700	452,900	536,400	
再任 用学 校職 員以 外の 職員	16	279,200	343,500	425,200	460,100	545,600	
	17	286,000	350,000	432,300	466,400	554,800	
	18	292,400	355,900	439,500	472,100	563,900	
	19	298,800	361,700	445,500	477,600	572,800	
	20	304,800	367,400	450,400	483,100	581,200	
	21	310,600	372,900	454,900	488,500	587,500	
	22	315,500	378,400	458,000	493,800	592,500	
	23	320,100	383,100	461,100	498,900	597,200	
	24	324,500	387,100	464,100	502,900		
	25	328,100	390,000	467,200	506,200		
	26	331,200	392,800	470,200	509,600		
	27	334,200	395,700	473,300			
	28	337,000	398,400	476,400			
	29	339,200	401,200				
30	341,200	403,900					
	31	343,300	406,700				
	32	345,300	409,500				
	33	347,300	412,400				
	34	349,400	415,300				
	35	351,400					
	36	353,500					
	37	355,600					
	38	357,900					
再任 用学 校職 員		241,600	291,300	307,400	340,200	422,800	

(別表第2)(第5条関係)

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	—	—	314,600	409,700
	2	148,100	192,000	328,200	419,800
	3	154,400	199,100	341,500	429,400
	4	161,600	206,300	351,800	438,900
	5	169,500	214,000	362,000	448,400
	6	178,600	222,100	372,500	457,400
	7	188,600	233,300	382,400	466,300
	8	195,400	245,100	392,000	474,800
	9	202,300	257,000	401,600	483,900
	10	209,200	269,600	410,900	492,900
	11	216,500	282,500	419,800	503,000
	12	224,100	295,800	428,600	512,100
	13	232,500	309,500	436,900	520,600
	14	240,300	323,100	444,600	528,000
	15	248,300	335,800	452,100	532,500
再任 用学 校職 員以 外の 職員	16	256,300	345,800	459,600	
	17	264,200	355,900	467,700	
	18	271,900	366,000	475,900	
	19	279,600	375,500	483,800	
	20	286,500	384,800	491,700	
	21	293,100	393,800	499,700	
	22	299,300	401,800	506,500	
	23	305,400	409,000	510,600	
	24	311,300	416,300		
	25	317,200	423,100		
	26	323,000	429,400		
	27	328,500	434,900		
	28	333,900	440,200		
	29	339,000	445,000		
	30	342,700	449,500		
	31	345,700	453,800		
	32	348,600	458,000		
	33	351,400	460,900		
	34	353,400			
	35	355,400			
36	357,200				
37	359,000				
38	360,700				
39	362,900				
40	365,000				
再任 用学 校職 員		240,800	286,800	359,000	436,200

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第3)(第5条関係)

教育職給料表(3)

職員の区分	職務級の 号俸	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
		円	円	円	円
再任用学校職員以外の職員	1	—	—	273,000	404,800
	2	148,100	163,700	286,700	413,700
	3	154,400	172,000	300,700	422,200
	4	161,600	181,100	314,600	430,700
	5	169,500	192,000	328,200	439,000
	6	178,600	199,100	341,500	446,800
	7	188,600	206,300	351,800	454,500
	8	195,400	214,000	362,000	461,800
	9	202,200	222,100	372,400	468,800
	10	209,000	233,300	381,200	475,600
	11	215,900	245,100	389,700	482,600
	12	223,000	257,000	397,800	489,800
	13	230,500	269,600	405,900	496,300
	14	237,900	282,500	413,500	501,500
	15	245,000	295,800	421,000	505,500
	16	252,100	309,500	428,300	
	17	258,700	323,100	435,100	
	18	265,200	335,800	441,700	
	19	271,700	345,800	448,300	
	20	277,600	355,700	454,200	
	21	282,900	365,700	459,600	
	22	287,900	374,200	464,300	
	23	292,600	382,400	468,500	
	24	296,800	390,100	472,300	
	25	300,200	397,000	475,400	
	26	303,500	403,400	478,300	
	27	306,900	409,100		
	28	309,300	414,400		
	29	311,100	419,300		
	30	312,900	424,100		
	31	314,600	428,800		
	32	316,400	432,900		
	33	318,200	437,100		
	34		441,000		
	35		444,600		
	36		447,100		
再任用学校職員		229,100	283,400	351,000	425,800

(備考) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

(別表第4)(第5条関係)

学校栄養職給料表

職員の区分	職務級の	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	—	—	207,100	231,100	268,100
	2	139,700	177,400	214,400	239,400	277,600
	3	145,200	184,100	221,900	247,900	287,100
	4	152,000	190,600	229,900	256,500	296,800
	5	158,700	197,500	238,100	265,100	306,600
	6	166,300	204,200	246,400	273,600	316,300
	7	173,900	211,000	254,900	282,300	326,200
	8	180,300	217,700	263,300	291,100	335,800
	9	186,600	224,600	271,700	299,900	345,300
	10	192,100	232,000	280,100	308,700	354,600
再任用 学校職員 以外の 職員	11	197,600	238,900	288,400	317,300	363,800
	12	202,900	245,700	296,500	325,700	372,300
	13	208,000	252,200	304,500	333,500	381,000
	14	212,900	258,700	312,200	341,200	388,800
	15	217,300	264,300	319,600	348,400	394,900
	16	221,700	269,700	326,700	354,300	400,700
	17	225,900	274,800	333,200	359,400	405,400
	18	230,100	279,900	339,200	364,000	410,000
	19	233,500	284,400	343,200	367,500	413,800
	20	236,500	288,800	347,200	371,000	417,300
	21	239,500	292,000	350,700	374,200	420,800
	22	241,800	294,500	353,400	377,100	424,200
	23	243,600	296,900	356,000	379,900	427,700
	24		298,600	358,400	382,200	
	25		300,400	360,700	384,600	
	26		302,100	362,700	387,100	
	27		304,000	364,800	389,800	
	28		305,800	366,900		
	29			369,100		
	30			371,400		
再任用 学校職員		189,600	217,400	256,200	273,700	304,300

(別表第5)(第5条関係)

事務職給料表

職員 の区 分	職 務 の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用学 校職 員以 外の 職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	135,100	171,500	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100
	3	139,500	178,400	200,200	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200
	4	144,000	185,600	207,500	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400
	5	149,200	191,600	215,400	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900
	6	155,000	197,000	223,300	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400
	7	161,000	202,400	231,200	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900
	8	167,300	207,600	238,700	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800
	9	171,900	212,600	245,200	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400
	10	175,600	217,000	251,600	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900
	11	178,800	221,400	257,900	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300
	12	181,600	225,700	263,500	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700
	13	184,300	230,000	269,000	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100
	14	186,400	233,200	274,100	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900
	15	188,500	236,200	279,200	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800
	16	190,100	239,300	283,700	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700
	17		242,200	287,800	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400
	18		245,100	291,500	291,500	341,400	361,300	397,200	414,000
	19		247,000	294,700	304,700	344,700	364,600	400,700	417,600
	20			297,100	307,900	347,900	367,500	404,200	421,300
	21			299,000	310,000	350,200	407,600	424,800	448,900
	22			301,000	314,700	352,400	411,100	428,300	456,200
	23			302,900	317,000	354,700	414,500	431,900	
	24			304,900	319,000	357,000	417,900		
	25			306,900	321,600	359,200	421,400		
				361,600	383,200				

別表第6のア中

を

に改める。

円
51,600
49,800
48,000
46,200
44,400
42,600
40,800
39,000
37,200
35,800
34,400
33,000
31,600
30,200
28,800
27,400
26,700
26,000
25,000
24,200
23,500
22,800
22,100
21,300

円
50,800
49,000
47,200
45,400
43,600
41,800
40,000
38,200
36,400
35,000
33,600
32,200
30,800
29,400
28,000
26,600
26,000
25,300
24,400
23,600
23,000
22,300
21,700
21,000

20,900	20,600
20,400	20,200
19,600	19,400
18,700	18,600

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の変更等)
- 2 この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号俸を超える給料月額を受けていた学校職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会が定める。
(施行日前の異動者の号俸等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した学校職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる学校職員の施行日における号俸又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(学校職員が受けていた号俸等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、学校職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は給料月額は、この条例による改正前の長野県学校職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(実施規定)
- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

義務教育課